

# 錦町行財政改革大綱の改訂について

## 【改訂の趣旨】

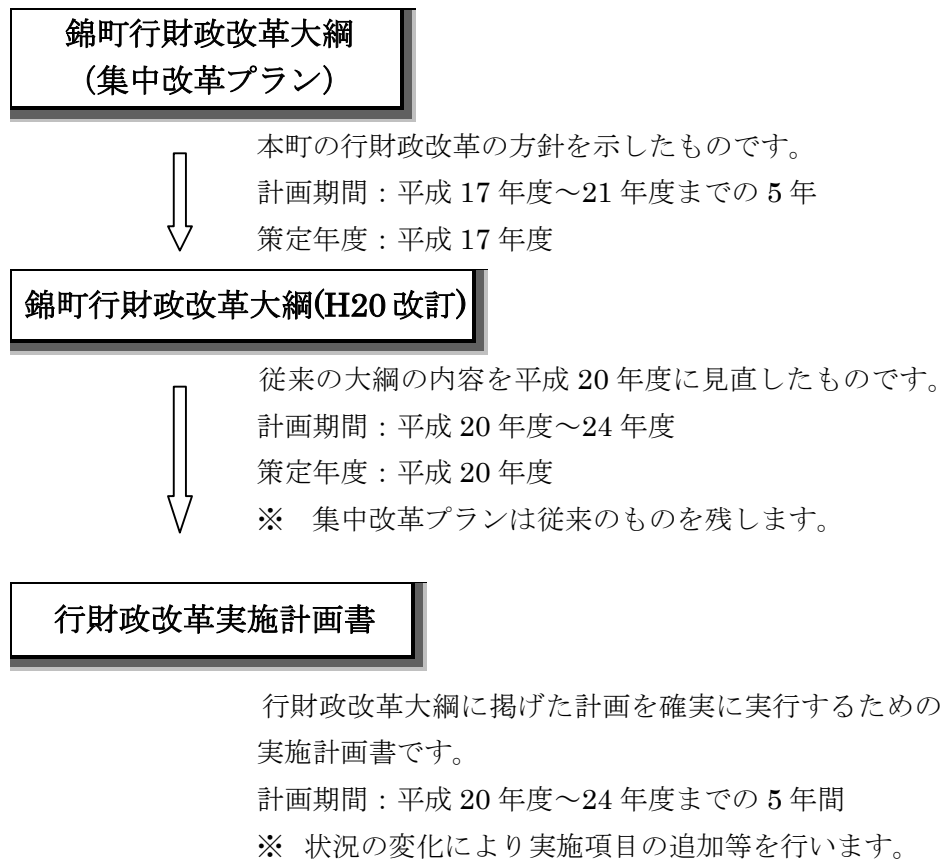
この行財政改革大綱は、平成17年度に策定した「錦町行財政改革大綱（集中改革プラン）」（以下、「17大綱」という。）において、前提となった財政状況が「三位一体の改革」の継続等により更に厳しくなったこと、平成18年度決算において経常収支比率が100.3%となり財政の硬直化が顕著となったこと、また実質公債費比率についても今後悪化することが見込まれることなどに伴い、「17大綱」の基本方針及び行財政改革に当たっての基本的事項を尊重しつつ、改革内容の見直し及び追加をすることに主眼を置いて策定するものです。また、「行財政改革実施計画書」を添付し、期間中の改革実施内容と数値目標を明示することで、実施内容のチェック・評価を可能とし、計画の実効性を高めることを目的としています。

平成20年11月

錦町長 森 本 完 一

## 【行財政改革大綱の位置づけ】

下図は本町の行財政改革における行財政改革大綱（集中改革プラン）の位置付けを示したものです。



# 錦町行財政改革大綱(H20 改訂)

## 1 基本方針

原則として、17大綱の基本方針を踏襲します。

### (1) 最重要課題としての行財政改革

国・地方を通じる行財政改革は、現下の最重要課題であります。錦町においても、極めて厳しい行財政環境の中で、多様化する需要に対応し、地域社会の活性化と住民福祉の増進を図るためには、効率的な行政運営を行っていかねばならないところであります。これまで、職員数の削減、業務の民営化、事務の合理化等を行い、町政運営の効率化と経費節減に努めてまいりました。

しかしながら、国の三位一体改革等により、地方分権の進展が更に加速される一方で、地方公共団体にとっては年々財源不足を余儀なくされているのが現状であります。

このような中、今後は、今までの適切な「経費削減」という考え方に、行政課題を明確にした上で、事業の徹底した見直し、そして限られた経営資源(人的資源、財源)の効果的な投資ということを加えて、行財政改革を推進する必要があります。

### (2) 行財政改革に当たっての基本的事項

- ① 地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行財政改革を進めるものとします。
- ② 行財政改革の推進に当たっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、住民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組むものとします。また、今後地方分権の推進に伴い、地方公共団体が自ら判断する領域が拡大することから、各職員が自ら施策の方向や実施方法等を考え、行財政運営に当たるものとします。
- ③ 行財政改革は、行政運営に関わるすべての職員が自らの問題として、取り組むことが望まれることから、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設けるよう努めるものとします。
- ④ 行財政改革の推進に当たっては、全庁が一体となって取り組むと共に、町民を始め関係方面の理解と協力が得られるよう努めるものとします。

## 2 行財政改革推進上の主要事項

### (1) 人件費の抑制

組織の見直し等と併せ、引き続き定員管理を推進していきます。

また、住民サービスの低下を招かないように、有効、適切に民間活力を導入し、簡素で効率的な組織体制を構築します。

#### [主な取組事項]

- ① 定員適正化計画の推進及び見直し

- ② 給与の適正化及び削減
- ③ 特別職給与等の削減

#### [過去の実績]

平成 8 年度に「錦町定員適正化計画」を策定し、適正化に取り組んできました。策定当時 150 人だった職員は、計画最終年度の平成 15 年 4 月には、目標の 144 人に対し 138 人と計画を上回る実績が得られました。また平成 16 年度に策定した「第 2 次錦町定員適正化計画」における計画最終年度の平成 20 年 4 月には、目標の 120 人に対し 110 人と計画を上回る実績が得られています。このような職員数の減少と同時に、人件費も減少し財政効果が表れています。このほか最近の実績の中では、平成 18 年度に勸奨退職の退職時特別昇給の廃止（財政効果 各退職者の定年までの残期間 1 年につき約 200 千円）、平成 19 年度に管理職手当を恒久的に 20%削減（財政効果 年間約 800 千円）、特別職給与(任期中)を 20%～10%カット（財政効果 年間約 5,000 千円）があります。

・普通会計人件費 H8 年度決算 1,250,005 千円、H19 年度決算 965,114 千円  
財政効果（両年の決算比較） 284,891 千円

#### [平成 20 年度～24 年度までの具体的内容]

- ・職員数は、平成 20 年 4 月 110 人を平成 25 年 4 月には 95 人～99 人に削減します。
- ・平成 20 年度・21 年度の 2 年間、職員給料の 3%及び期末勤勉手当の役職加算の 50%をカットします。
- ・特別職給与は、現町長任期の平成 22 年度まで 20%～10%カットを継続します。
- ・議員報酬を、平成 20 年度・21 年度の 2 年間、3%カットします。
- ・委員報酬を見直します。

#### (2) 組織体制の見直し

成果を重視し、仕事の生産性を上げやすい組織体制を構築するため、課・係の規模の点検及び見直しを行います。また非常勤特別職（議員、委員）定数の見直しを進めます。

#### [主な取組事項]

- ① 関連、類似する業務や組織の再編、統合
- ② 議員定数の見直し
- ③ 農業委員定数の見直し
- ④ 消防団の再編
- ⑤ 農家組合長等、附属機関委員定数の見直し

#### [過去の実績]

組織の再編、統合については、平成 19 年 11 月に、12 課 2 局 1 室を 8 課 2 局 1 室へ統廃合しました。議員定数については、18 人を平成 15 年に 16 人、平成 19 年に 14 人と削減して来ました。附属機関については、錦町振興計画審議会委員を 18 人から 12 人に削減する

など、委員定数の見直しを行っています。

#### [平成 20 年度～24 年度までの具体的内容]

- ・組織の再編、統合については、平成 19 年度に実施した統廃合後の成果を検証し、必要があれば見直しを行います。
- ・議員定数は、類似団体の状況も考慮した上で、2 人削減し 12 人にすることを目標にします。(町民 1,000 人当たり 1 人程度を目標)
- ・農業委員定数は、総数を 3 人削減し 14 人にすることを目標にします。
- ・消防団については、分団編成・実働団員数等を検討の上再編します。
- ・附属機関については、統廃合や委員定数の見直しを進めます。

#### (3) 財政援助団体等の見直し

財政援助団体は、町の行政を補完し、あるいは地域振興を担う組織として、これまで重要な役割を果たしてきました。しかしながら、社会情勢が大きく変化し、時代の変遷と共に、団体が実施している事業等についても、見直しが必要となっています。このため、団体自らも普段の努力による見直しを行うよう要請し、効率的で健全な団体運営を指導、助言していきます。

#### [主な取組事項]

- ① 各種団体の運営改善
- ② イベントを運営する実行委員会等への補助金カット

#### [過去の実績]

財政援助団体等への補助金は、平成 15 年度を基準に原則として、16 年度に 10%カット、17 年度に 5%カット、18 年度に 5%カット、19 年度に 10%カットを行ってきました。補助交付金の額を決算ベースで見ると、平成 15 年度 211,028 千円だったものが、19 年度には 174,983 千円と 36,405 千円の減少をしました。また、従来予算で概ね 2 分の 1 相当額を補助してきた附属機関等の研修補助金を、平成 19 年度から 3 分の 1 に削減しました。

#### [平成 20 年度～24 年度までの具体的内容]

- ・補助金の総額については、前年度比マイナスを維持し、各種団体の運営状況を見極めながら効果的な補助金の交付に努めます。
- ・研修補助金については、平成 20 年度から 4 分の 1(1 人 20,000 円上限)に更に削減します。
- ・ふるさと祭り実行委員会への補助金を見直します。

#### (4) 公債費の抑制

公債費の高騰は、人件費と並ぶ義務的経費の代表的なものとして、経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標の悪化を招く、非常に重要な課題となっていますので、抑制策を講じます。

### [主な取組事項]

- ① 事業の計画的執行及び事業費の抑制
- ② 繰上償還の実施

### [過去の実績]

平成9年度～14年度までの6年間における総額231,517千円の繰上償還の実施及び平成12年度、14年度、16年度の借換債の発行（総額533,600千円）による公債費抑制策を講じてきました。平成19年度には、公的資金の補償金免除繰上償還（5,777千円）を実施しました。

### [平成20年度～24年度までの具体的内容]

- ・ 振興計画に基づく計画的な事業執行に努め、普通会計の各年度の平均的な借入額を、特段の事情がない限り3億円以下に抑制します。
- ・ 平成20年度、21年度に、公的資金の補償金免除繰上償還（総額21,546千円）を実施します。

### (5) 民間委託の推進

簡素で効率的な行政運営を行うため、民間に委ねた方が効率的、効果的な事務については、費用対効果、コスト縮減、サービス向上の視点から民間委託を推進します。既存の委託業務についても見直しを行い、経費節減を図ります。

### [主な取組事項]

- ① 保育所の民間委託（民設民営化）
- ② 既存の委託業務の見直し及びその他業務委託の推進

### [過去の実績]

道の駅内の農産物直売所については、平成18年度に指定管理者として錦町農産物等出荷協議会を指定し、管理者の自主的な運営を促してきました。保育所の民間委託については、平成18年度に中央保育所の運営委託を開始しました。平成17年度からは、職員数減少への対応から、窓口事務等について人材派遣を活用しています。

### [平成20年度～24年度までの具体的内容]

- ・ 保育所の民間委託については、平成21年4月を目途に公立保育所すべてを民営化します。その際、現在公立のまま運営委託している中央保育所については廃止します。
- ・ 現在委託している庁舎の清掃・警備及び学校用務については、内容の見直しを行います。
- ・ ごみ収集業務については、収集車の耐用年数・維持経費、ごみの収集量及び収集回数等を考慮の上、民間委託を検討します。
- ・ その他業務の内容によって、民間委託の可能性を検討の上推進します。

## (6) 事務事業の見直し

全ての事務事業について、住民サービスの維持・向上を念頭に置いた上で、事業の廃止・縮小等を含めた抜本的な見直しを行います。

厳しい財政状況の下、効率的・効果的な町政運営を行うため、課題等を明確にした上で予算等の重点配分を行います。

### [主な取組事項]

- ① 行政評価の導入
- ② 事務事業のマニュアル化
- ③ 町税等の納付についての利便性向上
- ④ リサイクルの推進と経費節約に配慮したごみの減量化
- ⑤ 事務事業の見直し

### [過去の実績]

電話契約の見直し、高速道路使用料節約のためのETCカード導入、指定金融機関の指定、納期前納付報奨金の廃止、費用弁償・旅費の見直し、口座振替制度の促進等を行ってきました。

### [平成20年度～24年度までの具体的内容]

- ・行政評価を導入し、事務事業の見直しを図ります。
- ・職員数減少への対応と住民サービス向上のため、事務の簡素化及び事務分担の見直しを図り、全事務事業についてマニュアル化します。
- ・口座振替制度の促進を行います。
- ・町税等のコンビニエンスストア及びクレジットカード利用の納付方法導入を検討します。
- ・分別を徹底し、家庭ごみ、事業系ごみの減量を図ります。
- ・費用弁償及び普通旅費日当を見直します。
- ・乳幼児医療費助成事業の委任払い制度を償還払い制度へ移行します。

## (7) 人材の育成、確保

多様化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、職員の資質向上に努め、研修の充実を図ります。

職員一人一人が政策評価等を通じ、各事業の目的・効果・課題を意識し、事業の見直しや事務改善に取り組み、効率的な業務執行に努めることにより、職員のコスト意識及び経営感覚の醸成を図ります。

### [主な取組事項]

- ① 人材育成基本方針の実践
- ② 独自研修の充実推進

### [過去の実績]

人材育成基本方針を策定し職員の意識改革等を目的として研修等を実施してきました。また、市町村職員中央研修所での研修及び熊本市への派遣研修を進めてきました。

### [平成 20 年度～24 年度までの具体的内容]

- ・ 人事管理システムを構築し、能力主義人事等の推進に努めます。
- ・ 人材育成基本方針に基づき、職務遂行能力及び政策形成能力等の向上を目的とした研修、活力ある組織づくり及び町民や地域に貢献する意識醸成のための研修を実施します。

### (8) 公正の確保と透明性の向上

複雑、高度化する行政課題を的確に推進するには、住民の理解と協力が不可欠という視点から、必要な情報を住民に分かりやすく、的確に提供できるようにします。  
また、公明公正な行政運営に努め、住民サービスの向上を目指します。

### [主な取組事項]

- ① 情報公開の推進
- ② わかりやすい行政情報の提供
- ③ 個人情報の保護

### [過去の実績]

情報公開条例等に基づき、行政情報の提供を行ってきました。また町政座談会においては町の状況を説明し、行財政情報等についても町のホームページへの掲載を積極的に行ってきました。

### [平成 20 年度～24 年度までの具体的内容]

- ・ 個人情報の保護に配慮した積極的な情報公開に努めます。
- ・ 予算・決算などについては、分かりやすい表現での情報提供に努めます。
- ・ 個人情報保護は確実に実施し、課税情報などを必要とする場合の本人承諾を徹底します。

### (9) 歳入の確保

厳しい財政状況への対応と町民の皆さんに対する公平・公正の確保のために、町税及び使用料等の徴収対策を強化します。また、遊休資産の活用や税収確保のため、町有地等の売却を促進します。

### [主な取組事項]

- ① 町税の滞納処分及び保育料等の納付督促の強化
- ② 公共施設使用料及び減免規定(運用)の見直し
- ③ 町有財産のデータベース化等による未利用財産の洗い出し
- ④ 公売方法の制度化

- ⑤ 町有林の立木売払いの推進
- ⑥ ふるさと納税制度の推進

#### [過去の実績]

これまで町税等徴収対策推進本部を中心に、夜間徴収等による徴収率の向上に努めてきました。町税の滞納処分については給与、預金、財産等調査を実施の上での差押え処分等を強化し、平成19年度には国税OBの滞納整理指導員を雇用し、専門知識の活用と滞納処分の徹底を図っています。保育料については、徴収努力により現年度分で毎年98～99%台の徴収率を維持しております。公営住宅使用料については、平成9年以前は現年度分で90%を割る年もありましたが、徴収努力により10年度以降は概ね99%台を維持しており、この間悪質な滞納者に対しては、法的手続きを踏んだうえで強制退去を実施しています。

#### [平成20年度～24年度までの具体的内容]

- ・財産等の差押え処分及び換価手続きを推進し、その広報を充実させることで納税についての啓発を行います。
- ・国税OBの滞納整理指導員については、平成20年度以降も雇用を継続します。
- ・サービスの対価である使用料等については、公平性の確保から引続き徴収の強化を継続します。
- ・紙ベースの財産台帳の整備(データベース化)を行い、未利用財産を洗い出した上で、払い下げ及び公売等を実施します。
- ・町有林の立木売払いについては、利用間伐適地を選別し、収益等を考慮の上推進します。
- ・ふるさと納税制度による寄附を募り、歳入増を図ります。

#### (10) 特別会計(公営企業)の経営改善

特別会計(簡易水道、下水道、国民健康保険、介護保険等)は、住民生活に身近な社会資本の整備、医療や介護給付等必要なサービスを提供する役割を果たすという重要な使命を負っております。また特別会計は、一定の基準による一般会計からの繰入金を除き独立採算制が原則となっていますが、公営企業である簡易水道と下水道については、公債費や維持管理費の財源不足に対応するため基準外の繰入金が大きくなる傾向にあります。そこで、長期的・安定的な運営を図るために、中長期経営計画を策定し、総点検を実施しながら、基準外の繰入金を抑制すべく適正な措置を講じていきます。

#### [主な取組事項]

- ① 簡易水道・下水道整備地域の加入促進
- ② 下水道処理区域の見直し
- ③ 中長期経営計画の策定
- ④ 定員管理・給与の適正化については、一般会計と一体となって推進
- ⑤ 保健指導の充実
- ⑥ 介護予防事業の推進



### [過去の実績]

簡易水道・下水道については、事業着手前の地元説明会等を開催し、加入の推進を図ってきました。医療費については、検診結果に基づいた保健指導を行い、町政座談会においては、早期発見、早期治療の推進など医療費節約について啓発を行ってきました。介護予防については、太極拳教室の開催など予防事業に努めてきました。

### [平成20年度～24年度までの具体的内容]

(簡易水道特別会計、下水道特別会計)

- ・簡易水道及び下水道については、整備済み地域内の未加入等の世帯に対して加入等の推進に努めます。今後計画している地域に対しては、事業内容の説明と完了後の加入について意思確認を行い、一定割合の加入を条件に事業に着手します。
- ・下水道の処理区域については、人口等の状況変化、社会経済情勢の変化、費用・収益のバランス等を考慮の上見直します。
- ・一般会計からの基準外の繰入を抑制するため、健全経営を目途に中期経営計画及び長期経営計画を策定します。

(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等)

- ・医療費を削減し保険税(保険料)の軽減を図るべく、保健師の増員、健康推進員の設置などにより保健指導の充実を図ります。
- ・介護予防事業の充実を図ります。

## 3 財政指標の目標

計画期間中は、経常収支比率、実質公債費比率、積立金現在高の三つの財政指標について次のとおり目標を設定します。目標を達成するための具体的方策については別に定めません。

### (1) 経常収支比率

目標：91%以下（H19―管内町村平均 91.4%、県内類似団体平均 91.8%）

### (2) 実質公債費比率

目標：18%未満維持（H19―管内町村平均 14.3%、県内類似団体平均 13.5%）

※今後、現在の16.8%から上昇することが見込の上で確実なため、あくまで計画期間中の目標とし、達成後は14%程度まで下げることが前提とします。

### (3) 積立金現在高

目標：6億円（H19標準財政規模―2,865,476千円、20%の額―573,095千円）

※地方財政状況調査におけるヒアリング対象基準が標準財政規模の20%以下であることから、当面の目標として、それをクリアするレベルを設定しました。